



http:// www.
okamoto-pat.jp/

岡本特許 ニュース

岡本特許事務所
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2023 JANUARY / 261号

★ 当事者系審判及び異議申立事件の証拠がDVD-Rで提出可能に ★

当事者系審判及び異議申立事件の証拠は、事件の内容によっては数十ページ、数百ページを超える大部のこともあります。長い間、この証拠書類は正本及び相手の数だけの副本を紙で提出しなければなりませんでしたが、昨年11月1日より、書面（紙）に代えてDVD-Rに記録したもので提出することが可能となりました。これにより、証拠文書が大部の場合には、副本作成のためのコピーの手間や、送料を削減することが可能となりました。

なお、紙により提出することが禁じられたわけではありませんので、従来どおりに紙で提出しても構いません。証拠書類のページ数が少ないときには紙のほうが便利なおもい多々と思われます。

1. 適用される事案

(1) 対象となる審判等

無効審判、訂正審判、商標登録取消審判、（特許／商標登録）異議の申立て、判定。

※拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判は対象外です。

(2) 対象となる書類

特許法施行規則第50条第2項の「写し」、「図面」、同条第3項の「証拠説明書」、同条第4項の「図面」、「説明書」

2. 提出方法

審判請求書等の手続書類に添付して提出します。DVD-Rは1枚のみの提出で構いません。相手方へは特許庁で複製したDVD-Rが送付されます。DVD-Rの容量の都合で、1枚のDVD-Rに記録できない場合は、複数枚に分けて提出します。

(1) 記録媒体

4.7GBのDVD-R [直径120mm]（書き込み後は追記不可能）

(2) ファイル形式

文書（図面などを含む）の場合はPDF

※DVD-Rにフォルダは設けずに、最上位階層に格納します。

(3) DVD-Rのラベル面記載

DVD-Rのラベル面（記録面と反対側の面）に事件及び提出書類の表示、提出者（請求人・被請求人・異議申立人・権利者等）の氏名又は名称、提出する証拠の番号を記載します。

(4) その他の注意事項

各号証について、PDFファイルの1頁目の右上に「甲／乙第○号証」（枝番がある場合は「甲／乙第○号証の△」）と赤文字で表示します。

提出されたファイルは第三者も閲覧可能となりますので、公開を意図しない情報は削除しておく必要があります。

その他、詳細については、特許庁の下記サイトをご参照ください。本ニュースはこのサイトの内容に基づいています。

https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/shoko_dvd-r.html